



各 位

会 社 名 日 鐵 商 事 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 今久保哲大

(3-1-1 番号 9810 東証第一部)

問合せ先 総務法務部担当部長 岩崎文夫

(TEL: 03-6225-3500)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ

平成 25 年 4 月 26 日にお知らせしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正 いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

訂正内容

【訂正前】(訂正対象部分はで示します。)

1.提案の理由

平成 25 年 10 月 1 日に予定しております住金物産株式会社(以下「住金物産」といいます。)との合併による経営統合(以下「本経営統合」といいます。)に伴い、定款の一部を次のとおり変更することにつきまして決議をお願いするものであります。

なお、この定款一部変更の効力は、第2号議案が原案どおり可決され、住金物産との合併の効力が 発生することを条件として、同合併の効力発生日(平成25年10月1日予定)に生ずることと致します。

(2)事業目的に関する変更

本経営統合に伴う連結事業推進体制(セグメント)の変更を踏まえ、所要の変更を行うものであります(同第2条)。

(4)発行可能株式総数の変更

本経営統合に備えるとともに、統合後も機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能 株式総数を 2 億 3,200 万株から 5 億株に増加させるものであります(同第 6 条)。

(6)取締役の員数及び役付取締役に関する規定の変更

本経営統合に伴い、取締役の員数及び役付取締役に関する規定を見直すものであります(同第 19 条及び 22 条)。

(7)相談役及び執行役員に関する規定の新設

本経営統合を機に、相談役及び執行役員に関する規定を新設するものであります(同第 28 条及び 29条)。

(8) その他、条文の組み替え、項番号の明記、表現の変更、字句の修正、これら変更に伴う条数の繰り下げ等、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参

(下線部分は変更箇所であります。) 行 更 現 定 款 第2条(目的) 第2条(同左) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (同左) 1.次の物品の売買及び貿易業 1.(同左) 二.窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、 二.(同左) 土木・建築用資材 チ.糸、織物、編物、不織布、ニット、衣料品、 (新設) 寝着類、寝具、その他繊維製品 チ.繊維、パルプ、紙及びこれらの原材料並び (削除) に製品 4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理業、動産 4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理業 の賃貸借 (新設) 6.工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハ <u>ウ、システムエンジニアリングその他ソフト</u> ウェアの企画、取得、保全、利用、貸借、販 売及び輸出入業 11. 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハ (削除) ウ並びにソフトウェアの売買及び運用 第11条 (基準日) (削除) 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に 記載又は記録された議決権を有する株主をもっ て、その事業年度に関する定時株主総会において 権利を行使することができる株主とする。 本定款に定めるもののほか、権利を行使する者 を定める必要があるときは、あらかじめ公告して 一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された 議決権を有する株主又は登録株式質権者をもっ て、その権利を行使することができる株主又は登 録株式質権者とする。 第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開 (削除)

考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に 記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定 めるところに従いインターネットを利用する方 法で開示することにより、株主に対して提供した ものとみなすことができる。

(新設)

第15条 (総会の議長)

株主総会は社長が招集し、その議長となる。 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会 が定めた順位により、他の取締役がこれに当る。

(新設)

第23条 (取締役会の招集)

取締役会は社長が招集し、その議長となる。

(新設)

第32条 (監査役会の招集)

監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各 監査役に発する。但し、緊急のときはこの期間を 短縮することができる。

第13条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎 年3月31日とする。

第15条(招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第23条 (取締役会の招集及び議長)

取締役会は<u>、法令に別段の定めある場合を除</u> き、社長が招集し、その議長となる。

第34条 (常勤の監査役及び常任監査役)

<u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役</u>を選定する。

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役 の中から常任監査役若干名を選定することがで きる。

第35条 (同左)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各 監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、 この期間を短縮することができる。

第34条 (常勤監査役及び常任監査役)

<u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を</u> 選定する。

監査役会は必要に応じて、その決議によって常 任監査役若干名を選定する。

(削除)

【訂正後】(訂正対象部分はで示します。)

1.提案の理由

平成 25 年 10 月 1 日に予定しております住金物産株式会社(以下「住金物産」といいます。)との合併による経営統合(以下「本合併」といいます。)に伴い、定款の一部を次のとおり変更することにつきまして決議をお願いするものであります。

なお、この定款一部変更の効力は、第2号議案が原案どおり可決され、住金物産との合併の効力が 発生することを条件として、本合併の効力発生日(平成25年10月1日予定)に生ずることといたしま す。

(2)事業目的に関する変更

本合併に伴う連結事業推進体制(セグメント)の変更を踏まえ、所要の変更を行うものであります (同第2条)。

(4)発行可能株式総数の変更

本合併に備えるとともに、合併後も機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式 総数を 2 億 3,200 万株から 5 億株に増加させるものであります(同第6条)。

(6)取締役の員数及び役付取締役に関する規定の変更

本合併に伴い、取締役の員数及び役付取締役に関する規定を見直すものであります(同第 19 条及び 22 条)。

(7)相談役及び執行役員に関する規定の新設

本合併を機に、相談役及び執行役員に関する規定を新設するものであります(同第28条及び29条)。

(8) その他、条文の組み替え、項番号の明記、表現の変更、字句の修正、これら変更に伴う条数の繰り下げ等、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

更

恋

現行定款

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.次の物品の売買及び貿易業
 - 二.窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、 土木・建築用資材

(新設)

第2条(目的)

- <u>チ.繊維、パルプ、紙及びこれらの原材料並び</u> に製品
- 4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理業、動産 の賃貸借

(表現の一部を変更のうえ現行定款第2条11号 から移動)

11.工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ並びにソフトウェアの売買及び運用

第 11 条 (基準日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に 記載又は記録された議決権を有する株主をもっ て、その事業年度に関する定時株主総会において 権利を行使することができる株主とする。

本定款に定めるもののほか、権利を行使する者を定める必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参

第2条(同左)

(同左)

- 1.(同左)
 - 二. 窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、 パルプ、紙、土木・建築用資材
 - チ.糸、織物、編物、不織布、ニット、衣料品、 寝具、その他繊維製品

(表現の一部を変更のうえ変更案第2条1号二、チへ移動)

- 4. (同左)
- 6.工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、 システムエンジニアリングその他ソフトウェア の企画、取得、保全、利用、貸借、販売及び輸 出入業

(表現の一部を変更のうえ変更案第2条6号へ移動)

(表現の一部を変更のうえ変更案第13条へ移動)

(表現の一部を変更のうえ変更案第 16 条へ移動)

考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に 記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定 めるところに従いインターネットを利用する方 法で開示することにより、株主に対して提供した ものとみなすことができる。

(表現の一部を変更のうえ現行定款第 11 条から移動)

第15条(総会の議長)

株主総会は社長が招集し、その議長となる。 社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会が定めた順位により</u>、他の取締役がこれに当る。

(表現の一部を変更のうえ現行定款第 13 条から移動)

第23条(取締役会の招集)

取締役会は社長が招集し、その議長となる。

(現行定款第34条の表現の一部を変更)

第32条 (監査役会の招集)

監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各 監査役に発する。但し、緊急のときはこの期間を 短縮することができる。

第34条 (常勤監査役及び常任監査役)

第13条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎 年3月31日とする。

第15条(招集権者及び議長)

株主総会は、社長が招集し、その議長となる。

__ 社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役がこれに当<u>た</u>る。

第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第23条(取締役会の招集及び議長)

取締役会は<u>、法令に別段の定めがある場合を除</u>き、社長が招集し、その議長となる。

第34条 (常勤の監査役及び常任監査役)

<u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役</u> を選定する。

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役 の中から常任監査役若干名を選定することがで きる。

第35条 (同左)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各 監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、 この期間を短縮することができる。

(変更案第34条において表現の一部を変更)

<u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を</u> 選定する。

監査役会は必要に応じて、その決議によって常 任監査役若干名を選定する。